

## 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習 開催案内

高さが5 m以上の建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更の作業は、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者を選任しなければなりません。

この講習は、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者の必要資格を取得する国の法律（労働安全衛生法）に基づいた講習です。

## 1. 受講資格・免除資格

## (1) 受講資格

以下のいずれかに該当する者

- ①建築物等の鉄骨の組立て等の作業に3年以上従事した経験を有する者
- ②学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有する者
- ③その他厚生労働大臣が定めた者

## (2) 免除資格

別記に掲げる者

## 2. 講習の日時・場所・締切日

会場	開催日	場所	定員	締切日
出雲	11月21日(木)～11月22日(金)	出雲市塩冶善行町2-2 (出雲建設会館)	80名	11月14日 (木)

※締切日前に定員に達したら、申込みを締め切ります。

## 3. 講習科目及び時間割

	科目	時間
学科	《第1日》	
	受付	8:30～
	作業の方法に関する知識	9:00～12:20 (3時間)
	昼休憩	12:20～13:10 (50分)
	作業の方法に関する知識	13:10～15:20 (2時間)
	工事用設備、機械、器具等に関する知識	15:30～17:00 (1時間30分)
	《第2日》	
	受付	8:30～
	作業環境等に関する知識	9:00～10:30 (1時間30分)
	作業者に対する教育等に関する知識	10:40～12:10 (1時間30分)
	昼休憩	12:10～13:00 (50分)
	関係法令	13:00～14:30 (1時間30分)
	修了試験	14:35～15:35 (1時間)

※免除者の受付は、受講される科目の開講30分前です。

## 4. 受講料・教材費(税込)

区分	受講料	教材費(※)	合計
全科目	7,000円	1,800円	8,800円
一部免除	5,000円		6,800円

※建災防島根県支部会員は、教材費免除

## 5. 受講申込

以下の書類をそろえて支部または各分会へ申し込みください。

- ①受講申込書
- ②写真(上半身3.5×2.5cm 裏面に氏名記載) 1枚
- ③受講資格を証する証書の写し(※注意事項をご確認ください。)
- ④受講料

(現金) 申込書等とあわせ窓口にてお支払いください。

(振込) 事前にお振込みいただき、振込の確認ができるもの(写し)を  
申込書等に添付してお申し込みください。

振込先

山陰合同銀行 本店営業部 普通 2712572  
建設業労働災害防止協会島根県支部

※申込締切日までにキャンセルの申し出があった場合に限り返金いたします。

※注意事項

受講資格等の証明について

①申込時

受講申込書に証明欄を設けていますので、事業主の証明をお願いします。

事業主の原本証明ができない方（**事業主、個人受講者**）は、原本確認をいたしますので、講習当日に必ず原本をご持参ください。（確認ができない場合は受講できません。）

6. その他

- ・ **修了者には、修了証を交付します。（当日印鑑をお持ち下さい）**
- ・ **受講票は発行いたしません。**
- ・ 駐車場には限りがありますので、ご協力お願いいたします。

7. 問い合わせ

建設業労働災害防止協会島根県支部

〒690-0048

島根県松江市西嫁島1-3-17 電話0852-21-9004

8. 建設事業主等に対する助成金について

厚生労働省では、受講料の事業主負担が軽減される助成金制度が設けられています。

詳しくは、労働局または、厚生労働省のホームページをご覧ください。

※助成金を申請する場合は、受講申込書の写しが必要です。

<受講資格③その他厚生労働大臣が定める者>

次の各号に掲げる者で当該訓練を修了した後、2年以上建築物等の鉄骨の組立て等に関する作業に従事した経験を有するものとする。

I	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第2の訓練科の欄に定める建築施工系とび科の訓練を修了した者
II	職業能力開発促進法施行規則第9条に定める専門課程又は同令第36条の2第2項に定める特定専門課程の高度職業訓練のうち同令別表第6の訓練科の欄に定める居住システム系建築科又は居住システム系住居環境科の訓練を修了した者
III	職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧能開法」という。）第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年労働省令第1号。以下「平成5年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧能開法規則」という。）別表第3の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法（以下「訓練法」という。）第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者
IV	旧能開法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、旧能開法規則別表第3の2の訓練科の欄に掲げる建築科の訓練（訓練法第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者
V	職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練（旧能開法第27条第1項の準則訓練である能力再開訓練として行われたもの、訓練法第10条の準則訓練である能力再開訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の能力再開訓練として行われたものを含む。）を修了した者
VI	職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号。以下「53年改正省令」という。）附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）のうち53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則（以下「旧訓練法規則」という。）別表第2の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練を修了した者

<免除資格>

下記の免除資格①②のいずれかに該当する者は、「作業の方法に関する知識」、「工事中設備、機械、器具等に関する知識」、「作業環境等に関する知識」の3科目が免除される。

免除資格①	上記「厚生労働大臣が定める者」のうち、I～VIのいずれかに該当する者
免除資格②	職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）別表第1に掲げる検定職種のうち、「とび」に係る1級又は2級の技能検定に合格した者

下記の免除資格③に該当する者は、「作業の方法に関する知識」、「工事中設備、機械、器具等に関する知識」、「作業環境等に関する知識」、「作業員に対する教育等に関する知識」の4科目が免除される。

免除資格③	職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる「とび科」の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者
-------	-----------------------------------------------------------------------------

下記の免除資格④に該当する者は、「作業環境等に関する知識」、「作業員に対する教育等に関する知識」の2科目が免除される。

免除資格④	鋼橋架設等作業主任者技能講習を修了した者、又はコンクリート橋架設等作業主任者技能講習を修了した者
-------	--------------------------------------------------